

技術者に関するデータベースについて

(参考資料)

- 建設業者は、営業所に専任技術者を置くとともに、工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として「主任技術者」を、また、下請契約の請負代金額の合計が一定以上の場合には、「監理技術者」を配置しなければならない。
- 必要な資格、実務経験等を有するこれらの技術者を工事現場等に置くこととともに、特に適正な施工が強く求められる公共性のある施設等にかかる一定規模以上の工事において、専任を求めることで、建設工事の適正な施工を確保し、発注者の保護を図っている。

営業所の 専任技術者	特定・一般の別	特定建設業		一般建設業
	資格要件	一級国家資格者 実務経験者*		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者
工事現場 の技術者 (監理技術者、 主任技術者)	工事現場に置くべき 技術者の種類	監理技術者 (元請工事における 下請金額3,000万円**以上)		主任技術者 (元請工事における 下請金額3,000万円**未満)
	資格要件	一級国家資格者 実務経験者*		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者
	工事現場における 専任の要件	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、請負金額が2,500万円(建築一式の場合は5,000万円)以上で必要		
	専任の監理技術者が備えるべき要件	監理技術者資格者証の交付 監理技術者講習の受講		—

注) * 指定建設業の場合は国土交通大臣特別認定者

** 建築一式工事の場合は4,500万円

監理技術者資格者証の概要

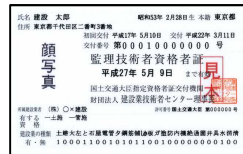
◆ 専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講した者のうちから選任<義務>(建設業法第26条第4項)

様々な資料を用いることなく
資格者証1枚で適正性を確認できる

技術者(有資格者)

発注者

専任の監理技術者となった場合、
請求に応じて提示<義務>(建設業法第26条第5項)



- ◆ 保有資格情報
 - ◆ 雇用情報
 - ◆ 本人性確認情報
- …等が記載

交付

指定資格者証交付機関

適正性の審査

保有する資格
実務経験等

交付申請

<土木一式工事>

- ・1級土木施工管理技士
- ・1級建設機械施工技士
- ・技術士(建設、総合技術監理 等)

<建築一式工事>

- ・1級建築施工管理技士
- ・1級建築士

<電気工事>

- ・1級電気工事施工管理技士
- ・技術士(電気電子 等)

<管工事>

- ・1級管工事施工管理技士
- ・技術士(機械 等)

<……>
<……>
<……>

(建設業は28種類)

<公共工事>

ダム
道路
トンネル 等

<民間工事>

マンション
商業施設 等

○講習概要

	講習の概要
講習内容	<ul style="list-style-type: none"> ○法律制度 ○建設工事の施工管理 ○最新の資機材及び施工方法
講習時間	6時間
更新	5年

○講習内容

科目	内容
①建設工事に関する法律制度	<ul style="list-style-type: none"> ○法及び法に基づく命令並びに関係法令等 ○建設工事に適正な施工にかかる施策 (例) <ul style="list-style-type: none"> ・建設業法 ・労働安全衛生法 ・建設リサイクル法 ・入契法 ・アスベスト(石綿則) ・労働基準法 等
②建設工事の施工計画の作成、行程管理、品質管理その他の技術上の管理	<ul style="list-style-type: none"> ○建設工事の施工計画の作成に関する事項 ○行程管理に関する事項 ○品質管理に関する事項 ○安全管理に関する事項
③建設工事に関する最新の材料、資機材及び施工方法	<ul style="list-style-type: none"> ○最新の材料及び資機材の特性に関する事項 ○施工の合理化に係る方法に関する事項 ○材料、資機材及び施工方法に係る技術基準に関する事項 ○その他材料、資機材及び施工方法に関し必要な事項

○講習のねらいと効果

- ・資質の維持向上の機会となる。
- ・最新の知識のみならず、施工の基本である工程・品質・安全等の管理の重要性が再認識できる。



例
(建設リサイクル法:書式変更)



例
(アスベストの除去作業)



例 (建築物のバリアフリー事例)

技術検定制度の概要

- ◆ 国土交通大臣は、施工技術の向上を図るため、建設業者の施工する建設工事に従事し、または従事しようとする者に、技術検定を行うことができる。
- ◆ 学科試験、実地試験によって行う。 （建設業法第27条）

- ◆ 技術検定は、次の表の検定種目の欄に掲げる種目について、同表の技術検定の欄に掲げる技術を対象として、それぞれ1級及び2級の別に行う。 （建設業法施行令第27条の3）

検定種目	検定技術
建設機械施工	建設工事の実施に当たり、建設機械を的確に操作するとともに、建設機械の運用を統一かつ能率的に行うために必要な技術
土木施工管理	土木一式工事の実施に当たり、その施工計画の作成及び当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を的確に行うために必要な技術
建築施工管理	建築一式工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を的確に行うために必要な技術
電気工事施工管理	電気工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を的確に行うために必要な技術
管工事施工管理	管工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を的確に行うために必要な技術
造園施工管理	造園工事の実施に当たり、その施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を的確に行うために必要な技術

経営事項審査における技術者評価について

- ◆ 公共工事の競争入札に参加しようとする建設業者は、許可行政庁に対し、経営事項審査を申請
- ◆ 経営事項審査項目のうち、技術力の審査で、工事種類別技術職員数を評価

現行の技術者の評点

評価対象区分		点数
法第15条技術者	一級技術者かつ一級監理受講者	6点
	一級技術者(一級監理受講者以外)	5点
技能者	基幹技能者(一級技術者以外)	3点
法第7条技術者	二級技術者	2点
実務経験・大臣認定	その他の技術者	1点

(定義)

一級技術者 : 建設業法第15条2号に該当する者(特定・専任)

一級監理受講者 : 監理技術者資格者証の交付を受けた者であって、当期事業年度開始日の直前5年以内に監理技術者講習を受講した者

基幹技能者 : 登録基幹技能者講習を修了した者

二級技術者 : 技術検定その他の試験で、当該試験によって法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者
又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付で当該免許等を受けることによって法第7条第2号ハに該当することとなるものを受けた者(一般・専任)

その他の技術者 : 建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ(一般・専任)又は法第15条第2号ハ(特定・専任)に該当する者で一級技術者、基幹技能者及び二級技術者以外の者